



無料耐震診断結果である判定値によって、各種補助制度を設けています。  
 ※下記補助制度は1981年5月31日以前に着工された木造住宅が対象

種類	条件
①耐震改修設計費補助 (上限20万円) ※2026年度は予算上限に達しました。申請をご検討の方は下記窓口までご相談ください。	判定値1.0未満と診断された住宅を精密診断法を用い、判定値1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修設計
②耐震改修費補助 (上限115万円)	判定値1.0未満と診断された住宅を判定値1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修
③解体費補助 (上限20万円)	判定値が1.0未満と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅1棟全てを解体 ※解体費補助については、自らが行う「容易な耐震診断」で倒壊の危険があると判定された場合でも申請可能

- ・今年度の補助金交付申請の締め切りは、**2026年12月15日**です。  
ただし、予定件数に達し次第終了します。
- ・同一敷地内において、上記等の補助制度を併用することはできません。  
(例：改修費補助と解体費補助を併用することはできません。)

**⚠ すべての補助制度について、契約及び着手の前に申請が必要です！**

◎判定値とは、各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。

【相談・申込窓口】

〒491-8501 一宮市本町2丁目5-6 本庁舎7階

一宮市建築部 住宅政策課 ☎ **0586-85-7010 (直通)**

《空き家所有者のみなさまへのお願い》お持ちの不動産を適切に管理されていますか？

空き家等は個人の財産です。管理者または所有者には、空き家等を適切に管理する責務があると定められています。建物の老朽化等による瓦や壁の落下、樹木・雑草の繁茂などにより、近隣住民や地域に迷惑をかけるおそれ、また、屋根等が落下、崩れるなどして、他人がけがをした場合、所有者の責任となり損害賠償を請求される可能性がありますので、お持ちの空き家について適切な維持管理をお願いします。